

学校法人駿河台大学情報セキュリティ基本規程

令和 2年 5月28日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人駿河台大学（以下、「本法人」という。）が、高度情報化社会の中で教育や研究、社会活動を安全に遂行していくために必要な情報セキュリティに関する基本的事項を定め、本法人の保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語を次の通り定める。

(1) 情報

本法人の教育・研究・管理運営に関わる者が本法人の教育・研究・管理運営に関し、作成、収集及び取得した内容が記録された電磁的媒体、紙媒体及びそれに準ずる媒体をいう。

(1) 情報システム

同一組織内において、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

(1) 情報資産

情報及び情報を管理する仕組み（情報システム並びにシステム開発、運用及び保守のための資料等）の総称。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

(1) ポリシー

本法人が定める「学校法人駿河台大学情報セキュリティ基本規程」並びに「学校法人駿河台大学情報セキュリティ対策規程」（以下、対策規程という。）をいう。

(1) 情報セキュリティ実施手順

情報セキュリティ対策を実施するため、対策規程に基づいて適宜策定される規程、規則及び計画をいう。

(1) 電子的記録

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(1) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関し、意図的あるいは偶発的に生じる、本法人の諸規程又は法律に違反する事故もしくは事件をいう。

(1) CSIRT（シーサート）

本法人において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、本法人に設置された体制をいう。Computer Security Incident Response Team の略。

(1) 部局等

各事務部（室）、各学部、各大学院研究科、各研究所及び各センターをいう。

(対象範囲)

第3条 ポリシーの適用対象範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 適用対象資産

本法人が管理する全ての情報資産とする。

(2) 適用対象者

本法人の情報資産を利用する全ての者で、役員、教員（非常勤教員を含む）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む）、共同研究者、学生（大学院生、学部生、研究生、科目等履修生等）、委託業者、来学者等とする。

（運営規則及び実施手順の作成）

第4条 ポリシーの具体的な運営規則及び実施手順は、対策規程に基づき、CSIRTにおいて定めることとする。

（義務と罰則）

第5条 本法人の情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、ポリシー及びその他これらに基づき定められる規約類を遵守する義務を負う。また、ポリシーの違反者には罰則を科すことがある。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、メディアセンター委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年5月28日から施行する。

この規程の施行をもって「駿河台大学情報セキュリティに関する規程（平成22年6月10日施行）」及び「駿河台大学キャンパス・ネットワークシステム管理規程（平成9年12月25日施行）」は、令和2年5月28日を以て廃止する。